

令和7年度 第1回静岡市再犯防止推進協議会

日時 令和7年7月16日（水）
18時30分から20時00分まで
場所 静岡市地域福祉共生センター
みなくる 2階 会議室1

次 第

1 開 会

2 福祉総務課長挨拶

3 委員自己紹介

4 議事

（1）会長の互選

（2）副会長の指名（会長による指名）

（3）令和6年度再犯防止推進事業の実績報告及び
令和7年度再犯防止推進事業の予定

資料1

（4）再犯防止に関する支援者養成講座の開催

資料2

（5）第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

資料3

5 連絡事項

6 閉 会

静岡市再犯防止推進協議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	所属	職名	氏名
1	公募委員	—	あまの さなえ 天野 早苗
2	静岡保護観察所	企画調整課長	いしかわ あゆみ 石川 亜弓
3	静岡公共職業安定所	統括職業指導官	かつまた たかひろ 勝又 隆弘
4	静岡市社会福祉協議会	地域福祉部長	かわしま てつや 川島 徹也
5	静岡刑務所	矯正処遇調整官	こいど ひろたか 小井土 弘隆
6	静岡県就労支援事業者機構	理事	ごとう きよお 後藤 清雄
7	清水地区協力雇用主会	事務局長	さいとう やすし 齋藤 寧
8	静岡市駿河区保護司会	副会長	しぶや こういち 澁谷 耕一
9	スルガダルク	施設長	しらとり ゆうや 白鳥 裕也
10	居住支援法人 WAC清水さわやかサービス	総括責任者	すずき ひさよし 鈴木 久義
11	立教大学	特任教授	つとみ ひろし 津富 宏
12	静岡県弁護士会	弁護士	はざま みつひろ 間 光洋
13	公募委員	—	まつなが あつし 松永 厚司
14	公募委員	—	もちづき みき 望月 美紀
15	静岡地方検察庁	統括捜査官	よしかわ のぶひと 吉川 信人

令和6年度 再犯防止推進事業実績報告及び 令和7年度 再犯防止推進事業予定

○再犯防止相談支援事業

・再犯防止推進センターの設置と再犯防止推進員の設置

3区保護司会に委託し、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置
市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに4名任命し、葵区1名・駿河区3名・清水区3名・市民ボランティア4名の計11名の再犯防止推進員を設置

令和7年度

市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに5名任命
葵区2名、駿河区3名、清水区2名、市民ボランティア9名の計16名

・再犯防止推進員による付添い支援

検察などから 15件 の相談 ⇒ うち 8件 付添い支援実施
(令和5年度 17件 の相談 ⇒ うち 3件 付添い支援実施)

・伴走型支援

付添い支援をした対象者が、その後も支援を希望 ⇒ 10件実施
(令和5年度6件実施)

○再犯防止推進に関する啓発等

・再犯防止市民講座

更生保護や再犯防止に理解のある市民を増やし、生きづらさを抱える人の社会復帰のサポート役を担う支援者を要請するため、全7回の連続講座を実施

申込者数（受講者数）	19名
修了者数	15名
再犯防止推進員申請者数	5名

市民講座の様子 ▶



令和7年度

8月に広報紙「静岡気分」へ募集案内を掲載し、受講者を募集（定員20名）
9月に初回講座を開催。1か月1回程度、全7回の講座を実施予定

・ 静岡庁舎本館イエローライトアップ

第74回社会を明るくする運動の一環として、令和6年7月3日から31日まで、静岡市役所静岡庁舎本館を更生保護のイメージカラーである黄色にライトアップ
初日には点灯式を実施

点灯式の様子 ▶



令和7年度

7月1日から31日まで、静岡市役所本館のライトアップを実施中

・ ART FROMプロジェクト（静岡刑務所アート作品展示）

令和6年度

5月22日から6月28日まで、静岡銀行呉服町支店1階で、静岡刑務所に収容されている受刑者のアート作品の展示を実施。

7月2日から5日まで、静岡市役所静岡庁舎新館1階での展示を実施。

令和7年度

年度下旬に、静岡市役所静岡庁舎新館1階での展示を予定

・ 第35回静岡矯正展へのブース出展

令和6年10月26日に開催された静岡矯正展でパネル展示とチラシ配布を行い、啓発活動を実施。

令和7年度

【静岡市再犯防止推進員（よりそい支援員）向け研修会の開催】

年度中に、現在活動いただいている静岡市再犯防止推進員（よりそい支援員）向けの研修を実施予定。

実施内容としては、「付添い支援事業の説明（静岡市）」「推進員相互の意見交換会」を検討中。

再犯防止に関する支援者養成講座

【事業概要】

令和6年度に実施した市民向け講座を今年度も継続して実施し、再犯防止・更生保護制度に理解のある市民を増やし、犯罪をした者等が社会復帰できる地域づくりと、将来的に保護司の担い手を増やす土壌づくりを目指す。

令和6年度同様、講座修了者で、再犯防止推進に携わりたいと希望するものを再犯防止推進員に任命する。また、再犯防止推進員以外の市民ボランティア等も取り上げ、犯罪をした者等に支援者として関わるきっかけづくりにつなげる。

【講座メニュー 案】

全7回 各2時間

回数	日時	依頼先	内容
第1回	9月	静岡地方検察庁	・ 刑事事件の流れ ・ 施設見学
第2回	10月	静岡保護観察所 清水区保護司会	・ 更生保護制度 ・ 保護観察所、保護司の取組について
第3回	11月	静岡少年鑑別所	・ 少年鑑別所とは ・ 施設見学
第4回	11月	駿府学園	・ 少年院とは ・ 施設見学
第5回	12月	就労支援事業者機構 静岡公共職業安定所 協力雇用主	・ 出所者等の仕事
第6回	1月	少年の家 WAC 清水	・ 出所者等の住まい ・ 施設見学（少年の家）
第7回	2月	保護観察所 スルガダルク こころの健康センター	・ 薬物・依存症への支援

Q & A

こ・こ・に についての疑問にお答えします。

Q1. 各講座の応募期間はいつですか？

A1. 講座によって異なりますが、講座開始時期の1ヶ月から2週間前までには募集を締め切る場合が多いです。
詳しくは各講座の問合せ先にお問合せください。

Q2. 誰でも応募できますか？

A2. 講座により年齢や居住地など募集要件が異なります。
共通して、18歳以上の方の応募を想定しています。
18歳未満でも、高校生であれば応募できる講座があります。
高校生チャレンジコースについては、高校生が対象です。
詳しくは各講座の問合せ先にお問合せください。

Q3. 応募すれば誰でも受講できますか？

A3. 各講座の応募時にご記入いただく志望動機などを基に選考を行います。

Q4. 同時期に複数の講座を受講できますか？

A4. 可能です。ただし、日程が重なっている講座もありますのでご注意ください。

Q5. 講座を修了するための条件はありますか？

A5. 全日程のおおむね8割の出席が必要です。
講座により、自主活動や欠席時のレポートなどで補えることがあります。
また、講座によっては、その他にも修了条件がある場合があります。



静岡シチズンカレッジ こ・こ・に 事務局

(静岡市市民局生涯学習推進課内)

住所: 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話: 054-221-1207

静岡シチズンカレッジ

こ・こ・に

講座案内

2025



こ

「構想力」

こ

「行動力」

に

「人間力」

キャリアチャレンジ学部

キャリアチャレンジ学部は、能力や技術、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした人材養成講座を束ねた学部です。

No.	講座名	担当	頁数
❶	起業体験プログラム	NEW 産業政策課	P5
❷	経営セミナー	NEW 産業政策課	P5
❸	社内DXを推進する「ビジネスアーキテクト」養成講座	NEW 生涯学習推進課	P6
❹	ITツール(Salesforce)を利用した業務改革講座	NEW 生涯学習推進課	P6
❺	RPAツール(マクロマン)マスター講座	NEW 生涯学習推進課	P7
❻	ゲームアプリ開発人材養成講座	NEW 産業基盤強化本部	P7
❼	3DCGデザイナー(キャラモデラー)養成講座	NEW 産業基盤強化本部	P8
❽	3DCGデザイナー(背景モデラー)養成講座	NEW 産業基盤強化本部	P8
❾	求職者のための介護職員初任者研修講座	商業労政課	P9
❿	ヘルシー食deブランディング 飲食関係者向け専門講座	健康づくり推進課	P9
⓫	しずおか教師塾	教職員課	P10

「Reまなび」とは

英語で「再び」や「繰り返し」を意味する「Re」に「まなび」をプラスして「再び学んでみよう！」や「繰り返し学んでいこう！」というメッセージを込めた、市オリジナルの「あい言葉」です。
これからの時代に必要な能力や技術をアップデートする「リスキング」や「リカレント教育」の「Re」の意味も込めました。

学びを通じたSDGsの推進

静岡市は、SDGsの推進に大きく寄与し国際社会への責任を果たすとともに、公益性と事業性の両立を図りながら「世界に輝く静岡」を実現していきます。

「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」は、SDGs「目標4:質の高い教育をみんなに」をはじめ、各講座それぞれの目標を掲げ、まちづくりの主役(原動力)となる人材を養成していきます。

※SDGsとは、国際連合が掲唱した「地球上の誰ひとりとして取り残さない」の合言葉のもとに全ての国や地域が持続的に発展していくために決めた世界共通の17の目標のことです。



掲載されている内容は2025年3月末時点の情報です。講座の開催時期等が変更になる場合がありますので、最新の情報はホームページ(こ・こ・に講座案内2025)でご確認ください。



地域チャレンジ学部

地域チャレンジ学部は、地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした人材養成講座を束ねた学部です。

コース	No.	講座名	担当	頁数
地域 コミュニティ コース	❶	地域デザインカレッジ2025(社会事業家編) リニューアル	生涯学習推進課	P10
	❷	地域防災人材養成講座 NEW	危機管理課 生涯学習推進課	P11
	❸	駿河区地域の人材育成事業 駿援隊	駿河区役所 地域総務課	P11
	❹	スキルを活かす 地域のデジタル人材養成ワークショップ	DX推進課	P12
環境 コース	❺	環境大学	ごみ減量推進課	P12
	❻	市民生きもの調査員養成講座	環境共生課	P13
	❼	静岡市環境学習指導員入門講座	環境共生課	P13
観光 コース	❽	観光ボランティアガイド養成講座	観光政策課	P14
	❾	英語deおもてなしサポーター養成講座	観光政策課	P14
福祉 コース	❿	市民後見人養成研修 ※令和7年度の募集はありません。	福祉総務課	P15
	⓫	再犯防止に関する支援者養成講座	福祉総務課	P15
	⓬	アイボランティア養成講座	障害福祉企画課	P16
	⓭	移動支援事業従事者養成研修	障害福祉企画課	P16
子ども・ 教育コース	⓮	ひきこもりサポーター養成講座	こども若者応援課	P17
	⓯	“学校・地域 ひとつなぎ”コーディネーター養成講座	教育総務課	P17
産業 コース	⓰	静岡ブラモデル大学	産業振興課	P18

高校生チャレンジコース

高校生チャレンジコースは、シビックプライド※1やアントレプレナーシップ※2を培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコースです。

No.	講座名	担当	頁数
❶	高校生まちづくりスクール(プロジェクト編)	こども若者応援課	P19
❷	高校生まちづくりスクール(ビジネス編)	生涯学習推進課	P19

※1 シビックプライドとは、都市に対する市民の誇り。

「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと

※2 アントレプレナーシップとは、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと(起業家精神)

こ・こ・に講座案内2025

最新情報は
ホームページで
ご確認ください。



静岡で学び、地域・社会で活躍



21

地域チャレンジ学部 福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を



市民後見人養成研修

市民後見人として地域に貢献したいあなたに

修了後 2年にわたる研修の受講後、更なる実務経験を積んで市民後見人として活躍！



研修中のグループワークの様子

講座形式	ワーク	講義
講座日以外の活動 (宿題・自主活動)	少	多
受講生同士の交流	少	多

講座概要

認知症などの判断能力が十分でない方を尊重し、誠実に寄り添い支援する「市民後見人」を2年間の研修(基礎編、実務編)で養成する講座です。成年後見制度の概要や対象者理解などを、実習を交えて学びます。
※隔年開催:今年度は、研修の2年目となるため、募集はありません。

習得できる能力や技術

- ▶市民後見業務に必要な能力
(福祉制度や法律に関する知識や業務支援能力)
- ▶市民後見人候補者名簿への登録(希望者)

時 期	※次の募集は、令和8年度を予定しています。	主な会場	静岡市中央福祉センターほか
対 象	・市内在住、おおむね30歳～70歳の方 ・弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士等として業務を行っている方、又は行う予定がない方 ・事前説明会に参加できる方・レポート、面接による選考あり	回 数	11回
		定 員	20人
		受 講 料	7,500円

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054-221-1366

23

地域チャレンジ学部 福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を



アイボランティア養成講座

目が不自由な方の力になりたいあなたに

修了後 点訳や音訳、ガイドヘルプ等のアイボランティアとして活躍！



外出体験の様子

講座形式	ワーク	講義
講座日以外の活動 (宿題・自主活動)	少	多
受講生同士の交流	少	多

講座概要

視覚障がいへの理解を深めることを目的に、視覚障がい者の方々の座談会や、ボランティア団体(アイボランティア)の活動である点訳、音訳、ガイドヘルプなどの体験を行い、必要なサポートを学びます。

習得できる能力や技術

- ▶アイボランティアとして活動するための能力や技術
(視覚障がいへの理解を深め、視覚障がいのある方を手助けする)

時 期	6月～8月(予定)	回 数	7回
対 象	市内在住、又は通勤・通学している方	定 員	20人
主な会場	清水社会福祉会館「はーとびあ清水」(予定)	受 講 料	無料

【問合せ】
障害福祉企画課
TEL.054-221-1198

22

地域チャレンジ学部 福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を



再犯防止に関する支援者養成講座

犯罪をした者を理解し、再犯防止について学び・行動したいあなたに

修了後 生きづらさを抱える人の社会復帰の支援で活躍！



支援が必要な人の窓口での手続きに同行する「付添い支援」の様子

講座形式	ワーク	講義
講座日以外の活動 (宿題・自主活動)	少	多
受講生同士の交流	少	多

講座概要

犯罪件数は減少してきてはいますが、2人に1人は再犯者であるという現実があります。事情があり過去に犯罪をしてしまった人等にどのように向き合い、どうすれば寄り添うことができるか、再犯防止・更生保護に関する制度などを学ぶ連続講座です。

習得できる能力や技術

- ▶刑事事件の流れや保護観察制度、再犯防止に向けた取組に関する専門的な知識
- ▶付添い支援を行う「よりそい支援員」としての活動(修了生のうち希望者)
(生きづらさを抱える人を適切な福祉の支援に結び付けるための同行支援を行う)

時 期	9月～翌年2月(月1回程度)	回 数	7回程度
対 象	市内在住、又は通勤・通学している方	定 員	20人
主な会場	静岡市地域福祉共生センター みなくる	受 講 料	無料

【問合せ】
福祉総務課
TEL.054-221-1366

24

地域チャレンジ学部 福祉コース

3 すべての人に
健康と福祉を



移動支援事業従事者養成研修

障がいのある方の生活の支えになりたいあなたに

修了後 障がいのある方のガイドヘルパーとして活躍！



障がい福祉に関する理解

講座形式	ワーク	講義
講座日以外の活動 (宿題・自主活動)	少	多
受講生同士の交流	少	多

講座概要

知的障がいや精神障がいのある方を対象としたガイドヘルパー人材を養成することを目的に、移動支援の基礎知識や障がいのある方への接し方などを、講義や模擬演習を通して学びます。

習得できる能力や技術

- ▶ガイドヘルパーとして活動するための能力や技術
(障がいの特性や障がい福祉の理解を深め、障がいのある方の移動を支援する)

時 期	①9月/土日祝日、②2月/土日祝日	回 数	各3回
対 象	市内在住、又は通勤・通学している方	定 員	30人
主な会場	静岡県男女共同参画センターあざれあ他	受 講 料	2,860円(テキスト代)

【問合せ】
障害福祉企画課
TEL.054-221-1198

資料 3

再犯防止関連事業

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型①：就労支援の充実					
個々の適性を踏まえた就労支援の充実【重点】					
1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置	静岡市で発注する建設工事への入札参加資格を審査するに当たり、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」である事業者に対して加点を行うことで、事業者の再犯防止の取組を促進します。 (補足) 静岡市建設工事入札参加者に対して主観的事項の加算点として「再犯防止の取組状況 静岡保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 10点」としている。	直営		契約課
2	高齢者等就労促進事業	「人生100年時代」に向け、多くの元気な高齢者等が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチング支援、人材育成等を行います。 1 マッチング支援（プラットフォーム運営） 2 重点分野の新規雇用創出 3 普及啓発 【他部署・機関等の連携】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア推進課） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント㈱、静岡県立大学、有識者（㈱ふじのくに物産、㈱インディードリクルートパートナーズ、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）	直営		地域包括ケア推進課
3	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業	生活保護受給者又は生活困窮者のうち、就労体験が少ない者、離職期間が長い者等就労阻害要因がある者及び社会参加への意欲が乏しい者に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力並びに社会参加への意欲を高めます。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ・株式会社東海道シグマ ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	一部委託		福祉総務課
4	就職氷河期世代再チャレンジ支援事業	被支援者の能力に応じた就労マッチングや、特性を活かした人材育成事業を通して、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援します。	一部委託	令和6年度事業終了	地域包括ケア推進課
5	誰もが活躍支援プロジェクト検討事業	多様な就労困難者の就労及び社会参画を支援する体制についての検討するための調査を実施するとともに、誰もが活躍するまちの実現に向けてプロジェクトの総合的な制度設計を行います。	一部委託	令和5年度にて終了	地域包括ケア推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
6	就労自立促進事業	職業安定所（ジョブサポートコーナー）を各福祉事務所に隣接して設置し、各区の就労支援員や関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行います。生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象としたもので、ハローワークの協力を受けながら、きめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ・各区ジョブサポートコーナー ・静岡公共職業安定所（ハローワーク） ・清水公共職業安定所（ハローワーク）	直営		福祉総務課
【新】 令和 6 年度開 始	多様な就労困難者の雇用推進プロジェクト	働きづらさを抱えながらも就労や社会参加を希望するすべての人が、生きがいや役割を持ち望む場所で活躍を整えるため、就労に結びついていない多様な就労困難者と人手不足の企業をつなげ、持続的な雇用体制を構築するための実証事業を行います。 【事業内容】 1 インクルーシブ雇用推進事業 2 各種制度等の調査検討 【担当課】 地域包括ケア推進課 【連携・協働する他部署・機関等】 静岡市誰もが活躍推進協議会（事務局：静岡市地域包括ケア推進課） 静岡市保健福祉長寿局、同経済局、(公社)静岡市シルバー人材センター、(福)静岡市社会福祉協議会、静岡商工会議所、静岡県ボランティア協会、札の辻クロスビルマネジメント(株)、静岡県立大学、有識者（(株)ふじのくに物産、(株)インディードリクルートパートナーズ、BBT大学／一般社団法人INSPIRE）、つながりあいう	一部委託		地域包括ケア推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型②：住居の確保と支援					
対象者の特性に応じた住居の確保と支援【重点】					
7	生活困窮者住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により住居を失う又は失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行う、または、転居費用について支給を行い、自立を後押しします。 【家賃扶助】 離職・廃業後2年以内、又は給与等を得る機会が当該個人の攻めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状態にある生活困窮者に対し、家賃相当額（原則3月、最長9月間）を支給します。 【転居費用補助】 申請日において、離職又は、やむを得ない休業等によって収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者で、かつ自立相談支援機関で家計改善支援を受けている者のうち、家計の改善のために転居が必要であると判断された者へ、転居費用相当分を支給します。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
8	生活困窮者居住支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、住居の無い生活困窮者に対し、一時的な生活の場所と食事を提供し、その間に自立相談支援機関等が住居の確保を支援することで、安定した居宅生活を送れるよう後押しします。 ホテル・旅館等と協定を結び、住居の無い生活困窮者に住居及び食事の提供をしながら、就労支援等により住居の確保を支援します。原則2月以内（最長3月）支援します。 関係機関 ・自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	直営		福祉総務課
9	養護老人ホームの設置・管理	おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の問題で、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる養護老人ホームを所管しています。 養護老人ホームの入所に係る措置は各福祉事務所高齢介護課が行っています。 ・関係機関 各福祉事務所 高齢介護課	全部委託		高齢者福祉課
10	セーフティネット住宅登録制度の活用	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促し、居住の安定に努めます。	直営		住宅政策課
11	居住不安定者等居宅生活移行支援事業	本市福祉事務所・生活困窮者自立相談支援機関と連携し、居住支援を実施した本市所在の居住支援法人に対し、成約件数に応じた補助金を交付することにより、居住支援法人の財政基盤の強化を図り、本市における生活困窮者に対する居住支援体制の拡充を図る。	補助金		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
(1) 高齢者・障がいのある人などで犯罪をしてしまった者等への支援					
12	再犯防止相談支援事業	付添い支援・・・保護観察がつかない人を対象に、出所・釈放後の行政窓口の手続きに、「再犯防止推進員」として市から委嘱を受けた更生保護に理解のある市民が付添い、適切な福祉サービスにつなげます。 伴走型支援・・・過去に犯罪等をした者が社会復帰を果たし、ある程度生活の立て直しのめどがついた後も、各区の暮らし・しごと相談支援センターが定期的に連絡等を取り、生活の困りごとの相談に乗り伴走型の支援をします。	全部委託		福祉総務課
再7 再8	生活困窮者住居確保給付金事業・生活困窮者居住支援事業【再掲】	再掲	直営		福祉総務課
再9	養護老人ホームの設置・管理【再掲】	再掲	全部委託		高齢者福祉課
13	成年後見制度利用促進事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、市が関係団体と連携し、成年後見制度を必要とする市民を利用につなげるための地域の支援体制を構築します。 【事業内容】 1 静岡市成年後見支援センターにおける相談支援 2 静岡市成年後見制度利用促進協議会の開催 3 成年後見制度利用支援事業 (1) 市長申立ての実施 (2) 報酬助成の実施 【担当課】 福祉総務課、障害福祉企画課・高齢者福祉課・精神保健福祉課・各区高齢介護課・各区障害者支援課 【連携機関】 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等	一部委託		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
14	生活困窮者自立相談支援事業	静岡市暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談支援法に基づく自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に自立するための支援を実施します。 各区に自立相談窓口を設置し、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援プランを作成し、伴走型の支援を実施します。 ・ 関係機関 各福祉事務所 生活支援課 自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）	全部委託		福祉総務課
15	生活保護制度	生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。 ・ 保護の種類 ①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助 ⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助 ・ 関係機関 各福祉事務所 生活支援課	直営		福祉総務課
16	重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した問題を抱える世帯への支援策を検討する重層的支援会議等を開催し、事例の状況に応じて、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援を実施します。様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的な支援体制の構築に向け、庁内外での連絡調整や会議体での検討、庁内関係課及び関係機関の職員に対する研修等を行います。	一部委託		福祉総務課
17	高齢者実態調査	市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等を民生委員が訪問し、身体状況等について聴き取って調査します。 調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎資料とするとともに、援護が必要な方の情報を各地域包括支援センター等にも提供し、必要に応じた保健福祉サービス等の活用につなげたり、地域の見守り活動に活用したりしています。	直営		高齢者福祉課
18	地域移行支援事業	障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。	補助金		障害者支援推進課
19	地域定着支援事業	居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や障害者本人の生活環境の大きな変化等により、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。	補助金		障害者支援推進課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
(2) 薬物等への依存症の人で犯罪をしてしまった者への支援					
20	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター業務において、地域移行・地域定着の促進に取り組み、再犯防止推進法に基づく、障がい者等の再犯防止に関する相談業務を行います。 また、静岡県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設から退所した障がい者が適切な福祉サービスを利用できるように調整を行うとともに、受入れ先事業所に対する後方支援を行います。	全部委託		障害福祉企画課
21	依存症対策事業	依存症相談拠点として、依存症当事者やその家族を対象に相談支援及び普及啓発等を実施することにより早期に適切な治療や支援につなげます。また、地域の支援者を対象に人材育成、技術援助を実施し、相談対応力等の向上を図ります。 また、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、保護観察所等との関係機関との連携を推進します。	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課

事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
(3) 少年・若年者への支援					
22	スクールカウンセラー活用事業	いじめ、不登校又は問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、児童生徒、保護者等への相談活動を実施します。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
23	教育相談員活用事業	教育相談員を小中学校に配置し、児童生徒に対して日常的な見守りや寄り添うことなどを通して、社会的自立に向けた支援を行います。	直営		学校教育課
24	スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒やその家庭に対して必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。	直営		教育総務課 児童生徒支援課
25	少年補導の実施	青少年の健全育成・非行の未然防止活動のための少年補導を、地域や関係機関と連携して実施しています。	直営		こども若者応援課
26	生活困窮者子どもの学習意欲向上事業	市内の被保護者世帯及び生活困窮世帯の子どもが学習の習慣づけや進学意欲を持つことができるよう支援を実施し、高校への進学及び高校卒業後の就職・進学を後押しします。 ・関係機関 各福祉事務所 生活支援課	一部委託		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型③：対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等					
(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施					
27	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者からの暴力を防止するとともに、配偶者から暴力を受けた被害者からの相談に応じたり、適切な相談機関につないだり、様々な支援を行います。 関係機関 ・各福祉事務所 生活支援課 ※静岡市配偶者暴力相談支援センターが各区生活支援課に設置されていることは公表していないため、外部取り扱い注意 ・男女共同参画・人権政策課	直営		福祉総務課
再20	障害者相談支援事業【再掲】	再掲	全部委託		障害福祉企画課
28	少年鑑別所の見学	触法少年及びぐ犯少年（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高い少年）について、法務少年支援センター（少年鑑別所）の見学を行い、再犯防止を図ります。	直営		児童相談所
再21	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課
29	精神保健福祉センターにおける相談事業	こころの悩み、精神疾患や障害に関する様々な相談を専門職が受けています。	直営		こころの健康センター
30	電話相談事業 （てるてるハート）	メンタルヘルスに関する本人や家族からの電話相談を受けています。	直営		こころの健康センター
31	児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携し、児童やその保護者に関する情報やリスクを踏まえた支援方針等を共有するとともに、支援内容や役割分担などの協議を行います。	直営		こども家庭福祉課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型④：民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等					
再1	競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点点措置【再掲】	再掲	直営		契約課
32	人権啓発活動	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発に関するイベントの開催や人権に関する講演会の実施等を通じて、人権尊重の考えを広め、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護を図ります。	一部委託		男女共同参画・人権政策課
33	保護司会連絡協議会への補助	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付し保護司や保護司会の活動を支援します。 静岡市保護司会連絡協議会は、更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施しています。 主な活動 ・保護司会における青少年関連事業 ・静岡市青少年問題協議会への参加 ・静岡市青少年育成センター主催の少年補導への参加 ・各中学校区で実施する健全育成大会への参画 等	補助金		福祉総務課
34	更生保護サポートセンターの設置	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の更生保護活動の拠点として、地方公共団体や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を実施している。市では3つの保護区全ての更生保護サポートセンターが市有施設に設置され、活動を続けている。	補助金		福祉総務課
35	感謝状の贈呈	静岡市青少年育成事業として、補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労が顕著である方等に対し、市長から感謝状を贈呈しています。 (1) 補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労顕著である者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に功績顕著であると認める者	直営		こども若者応援課
36	社会を明るくする運動の推進	社会を明るくする運動を、保護観察所、保護司会等と協力して推進します。	直営		福祉総務課
37	再犯防止に関する支援者養成講座	市民向けに再犯防止の推進や更生保護の制度等について、連続講座を行い、再犯防止推進について理解のある市民を増やす。講座終了者は、希望により、再犯防止推進事業の「付添い支援」を行う「再犯防止推進員」として活動する。	直営		福祉総務課

No.	(1) 事業名	(2) 事業概要	(3) 事業形態	(4) その他留意事項	(5) 所管課
事業類型⑤：国・民間団体等との連携強化					
38	静岡刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業	静岡刑務所に収容されている者のうち、受刑態度が良好等で仮釈放が予定されている者を対象に、静岡刑務所と協力して公園の清掃という社会貢献活動の機会を提供することで、受刑者の改善更生の意欲を高め、再犯防止を図ります。	直営	静岡刑務所からの依頼に基づいて行っているため、静岡刑務所の事情により終了する可能性がある。	公園建設管理課
39	関係会議への参加	犯罪をした者等への支援を行うため、国、県、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化し、再犯防止施策等を推進することを目的として、市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。	直営		福祉総務課
40	静岡市再犯防止推進協議会の開催	静岡市再犯防止推進計画及び再犯防止推進に関する事業の進捗管理のため国等関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する附属機関「静岡市再犯防止推進協議会」を開催します。	直営		福祉総務課
再36	社会を明るくする運動の推進【再掲】	再掲	直営		福祉総務課
再21	依存症対策事業【再掲】	再掲	直営		こころの健康センター 精神保健福祉課

静岡市における初犯者数・再犯者数の推移

検挙者数	検挙人数 総数	初犯者・再犯者別		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成29年（2017）	1,196人	621人	575人	48.1％
平成30年（2018）	1,054人	547人	507人	48.1％
平成31年・令和元年（2019）	1,119人	595人	524人	46.8％
令和２年（2020）	1,017人	518人	499人	49.1％
令和３年（2021）	960人	495人	465人	48.4％
令和４年（2022）	882人	464人	418人	47.4％
令和５年（2023）	↑ 889人	↓ 450人	↑ 439人	↑ 49.4％

【法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成】

※静岡市内の警察署の検挙人員（少年を除く。）

